

## 第79回米子市農業委員会農地部会議事録（概要）

招集年月日 平成23年10月11日（火）

招集場所 米子市役所402会議室

会議 午後1時30分

出席委員 1番 竹谷 捷昭 2番 船岡 市秋 3番 松林 貢 4番 安田 浩 5番 精山 悦子 6番 尾坂 宣雄  
7番 大太 年廣 8番 本池 操 9番 藤本 昌弘 10番 大縄 敬次 11番 遠藤 泰三 12番 田中正昭  
14番 伊塚 定弘 15番 田邊 雄一 16番 高西 史郎 17番 松原 幹人（部会長）

欠席委員 13番 石橋 明広

事務局 田村事務局長 大許農務係長 宅和主幹、道下主幹

農林課 八幡次長 加賀主事

日程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議事

（1）農地法各条申請審議等

ア 第29号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第30号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第32号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第33号 米子市農用地利用集積計画の内容訂正の決定について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地調査)

議長 (松原委員)

そういたしますと、第79回農地部会を開催いたします。最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

それでは、議席番号5番の精山悦子委員と議席番号6番の尾坂宣雄委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席者は石橋明広委員です。

そうしますと、審議に入ります。初めに3ページの議案第29号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。4ページ、番号33の大崎について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (道下主幹)

番号33の大崎について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、譲受人が、規模拡大のため、自宅近くの農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は154aとなります。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（松原委員）

本日、地元委員さんは、お休みです。ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、質問がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、5ページの議案第30号をお願いいたします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について 下記申請について、農地法施行令第7条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ、番号5の大谷町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（竹谷委員）

1番最初に、今日見ていただきましたところです。申請者は議案のとおりで、申請地も見ていただきましたが、面積は856㎡のうちの202.05㎡ということで申請が出ていますのでよろしくお願いします。

議長（松原委員）

ただ今、番号5の大谷町について地元委員から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。続きまして、7ページの議案第31号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について 下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第3条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8 ページ、番号 35 の車尾南 1 丁目について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

15 番（田邊委員）

35 番の議案について説明させていただきます。申請者は議案のとおりです。申請地は、車尾南 1 丁目の田で面積は 396 m<sup>2</sup>です。

申請者は、車尾 3 丁目のアパートに家族 3 名で生活していますが、手狭になってきたことから、自己用の住宅を建築しようと計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の同意もあります。これは、仲田会長の地元ですが、相談したところ、転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願いいたします。

議長（松原委員）

ただ今、番号 35 について地元委員から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。続きまして、番号 36 の上福原 1 丁目について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

15 番（田邊委員）

36 番ですが、吉澤委員さんの地元でして、吉澤委員とも話をさせていただきました。

申請者は議案のとおりです。申請地は、上福原 1 丁目の田で面積は 388 m<sup>2</sup>で、集落に接続しています。申請者の実家では、介護が必要な親が住んでおり、駐車場が無く、賃貸駐車場を借りています。この度、申請者は、家用 2 台、日々来てもらうヘルパー用の車、介護援助の親戚用の車、予備 1 台分の駐車場を実家近くの申請地に整備しようと計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の同意もあります。

転用については、地元委員さんも問題ないといっておられますのでよろしくお願いいたします。

議長（松原委員）

ただ今、番号 36 の上福原 1 丁目について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号37の八幡について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

14番（伊塚委員）

37番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、八幡の田で面積は203㎡で、集落のすぐ横に接続しています。申請者は、西福原のAパートで、家族4人で生活していますが、手狭になってきたため、祖父から土地を借り受け、自己用住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の同意もあります。申請地は、10ha以上の集団農地内にあるため、第1種農地に該当すると思われます。

地元の小林委員と話をさせていただきました。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（松原委員）

ただ今、番号37について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号38の諏訪について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

14番（伊塚委員）

38番の議案について説明します。諏訪の地区で、2番目に見ていただいたところです。

申請者は議案のとおりです。申請地は、諏訪の田で面積は956㎡で、集落に接続しています。申請者は、県の行う大川統合河川改修工事により、現在の住宅を収用されることになり、立ち退きをしなくてはならない状況です。申請者は、諏訪に59aの農地を持っているため、この度、営農地近くの申請地に農家住宅の新築を計画したものです。

実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。前々から、探しておられて、やっと見つけられたところです。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（松原委員）

ただ今、番号38について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号39の富益町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

事務局（宅和主幹）

39番ですけれども、事務局のほうで説明させていただきます。

申請者は議案のとおりです。申請地は、富益町の田で面積は137㎡で、集落に接続しています。

申請者は、皆生のアパートに夫婦2人で生活していますが、今後家族が増えていくことから、実家の近く田を、母親名義の田ですが、自己用の住宅を建築しようとして計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する10ha未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われまます。

転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。地元の委員からもよろしくと聞いています。

議長（松原委員）

ただ今、番号39について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ番号40の大篠津町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

8番（本池委員）

40番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、大篠津町の畑で面積は378㎡です。

申請者の多林製作所は建具の製造販売をしていますが、近年、県外からの受注が増え、資材である材木等をおくスペースが不足してきていることから、事業所の近くに資材置場の整備を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、大篠津町駅から 300m以内にある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく審議のほどお願いします。

議長（松原委員）

ただ今、番号40について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号41の河岡について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（船岡委員）

3番目に現地調査をしていただいた、41番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、河岡の畑で面積は 1,252 m<sup>2</sup>で、集落に接続して計画されています。

申請者のローソンは、商業店舗がない周辺地域のニーズに対応するため、河岡地区にコンビニエンスストアを出店しようと計画したものです。実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する 10ha 未満の農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（松原委員）

ただ今、番号41について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号42の淀江町西原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

9 番（藤本委員）

4 2 番の議案について説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町西原にある国道 9 号沿いの畑で、面積は 246 m<sup>2</sup>です。

周囲は宅地、雑種地に囲まれています。申請者の田川商事は、淀江町西原の国道 9 号沿いでガソリンスタンドを経営していますが、この度、給油施設と洗車施設の拡張にあたり、従業員用と会社用の自動車置場を移転しようと、店舗向かいの土地に、自動車 8 台分の駐車場整備を計画したものです。実行組合の同意もあります。申請地は、上・下水道が完備された道路の沿道で、500m以内に教育施設、公共施設がある農地で、第 3 種農地に該当すると思われま。

転用については、問題ないと思われましますのでよろしく審議のほどお願いしま。

議長（松原委員）

ただ今、番号 4 2 について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございま。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたしま。

続きまして、10 ページ番号 4 3 の淀江町中間について、地元委員さんから説明をお願いいたしま。

1 6 番（高西委員）

4 3 番の議案について説明しま。あの場所は、最後から 2 番目に見ていただきました、淀江岸本線の道のへりです。

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町中間にある畑で、面積は 245 m<sup>2</sup>です。申請者は、淀江町中間で、障害福祉サービス事業を行っていますが、この度、県の補助金を受けて、障害者のための、わかめ等海産物の加工場を、現在の事業所の隣地に増設しようと計画したものです。実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、住宅等が連たんする区域に近接する 10ha 未満の農地であるため、第 2 種農地に該当すると思われま。

転用については、問題ないと思われましますのでよろしくお願いしま。

議長（松原委員）

ただ今、番号 4 3 について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございま。



(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号44の淀江町佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番 (高西委員)

44番の議案ですが、いちばん最後に見た現場です。

申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町佐陀の畑で面積は706㎡です。申請者の株式会社ノーブルライフは、大山町と米子市で高齢者向けのデイサービス事業を行っている会社です。この度、申請地に認知症高齢者向けの入居施設兼デイサービス施設の建築を計画したものです。実行組合の同意、隣接耕作者の同意もあります。

申請地は、上・下水道が完備された道路の沿道にあり、500m以内に2つ以上の医療施設がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。

転用については、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長 (松原委員)

ただ今、番号44について地元委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、11ページ、議案第32号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について

別紙農用地利用集積計画(案)について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

12ページに利用集積計画総括表がございます。今月は転貸を除く利用権設定が30件、転貸に係る担い手育成機構借入れの設定が11件、それに伴う機構からの転貸が3件ございます。

それでは、14ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号10-1について、審議に入りたいと思いますが、農業

委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である仲田委員の退席を求めます。

(仲田委員退席)

議長 (松原委員)

そういたしますと、番号10-1について事務局説明をお願いいたします。

事務局 (大許係長)

転貸を除く利用権設定各筆明細について説明いたします。今月は、田に関するものが、20筆 27,974㎡、畑に関するものが、33筆 30,251㎡、ございます。番号10-1は、借り人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、51aとなっております。

議長 (松原委員)

ただいま番号10-1について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、決定いたします。

番号10-1の審議を終了しましたので、仲田委員の着席を求めます。

(仲田委員着席)

議長 (松原委員)

番号10-2の当事者である石橋委員は、欠席ですので、14ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号10-2から、21ページ、農地保有合理化事業により機構が借入れを行う場合、番号10-1までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (大許係長)

番号10-2は、借人の規模拡大による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、823aとなっております。

番号10-3は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、524aとなっております。

番号10-4は、再設定でございます。

番号 10-5 から 10-6 は、借人の規模拡大による設定となっており、設定後の経営面積は、430 a となっております。

番号 10-7 は、再設定となっております。

番号 10-8 から 10-10 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、60 a となっております。

番号 10-11 から 10-14 は、再設定となっております。

番号 10-15 から 10-16 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、129 a となっております。

番号 10-17 は、再設定となっております。

番号 10-18 は、貸人の兼業による経営縮小での設定となっており、借人の設定後の経営面積は、89 a となっております。

番号 10-19 は、借人の要望による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、57 a となっております。

番号 10-20 から番号 10-21 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、57 a となっております。

番号 10-22 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、91 a となっております。

番号 10-23 から番号 10-29 は、鳥取西部農協が行っている農地利用集積円滑化事業による貸借で、農協が貸人より白紙の委任状を受けて契約したものです。借人の設定後の経営面積は、181 a となっております。

21 ページ番号 10-1 は農地保有合理化事業により機構が借入れを行い、これを、機構保有地活用就農自立促進研修事業のため保有するものです。普通の農地保有合理化事業は借り入れた土地をすぐ貸出しますが、これは機構が保有して利用するため、普通の貸借の共通事項を使用しますので、ここに記載しているものです。

議長（松原委員）

ただ今、事務局から番号 10-3 から、21 ページ、農地保有合理化事業により機構が借入れを行う場合、番号 10-1 まで説明がありました。ご意見、ご質問等がございますか。

2 番（船岡委員）

事務局にちょっと聞きます。番号 10-19、10-20、10-21 の〇〇さんのところで、あとの 37 ページに出ますが、これはまあ、〇〇さんは、下限面積 5 反ありませんので、ほとんど 1 反位しか作っておられません。借りる関係については畑で、5 反以上になるからいいですわ。借入れる貸借権の設定が果樹で、果樹はまあいいですわ。この、たった 1 年の借入れで。あとの 37 ページ

ジの 12 番目下 421 m<sup>2</sup>の中の 52 m<sup>2</sup>を、管財人の件だと思うが、東京の〇〇さん、前回もありましたが、これは、これの中には 2 千何 m<sup>2</sup>の中の 52 m<sup>2</sup>、ほかの人のある中の、100mあったところで、幅はほんの 52 c m、これって変でないか。誰がこられた。

事務局（大許主幹）

利用権設定は、農林課が受けますので、誰が申請に来られたか分かりません。農林課が議案を作り、農業委員会に意見を求めてきて、審議しております。申請の理由は、借り人の要望だと聞いております。

2 番（船岡委員）

私が聞いた中では、〇〇さんところが、1 町 1 反あり、破産されて、それで先月、両三柳の人が、8 反買われ、私も次に出すが、ほかの人、Aさんが作っている 280 m<sup>2</sup>の中だと思うが、その中に 52 m<sup>2</sup>とあるが、嫌がらせでないか。ちょっと聞いている。

事務局（大許主幹）

52 m<sup>2</sup>とは、36 ページの件ですか。

36 ページの件ですが、〇〇さんが〇〇さんから借りておられるものを解約されるものです。52 m<sup>2</sup>を返されるものです。

2 番（船岡委員）

今まで作っていないものが、解約してなくて、こんな問題が出たから、ここで、小作権を解約されるということか。それならいいが、逆に持っておられる人とトラブルがあったのではないかと思って。分かりました。

事務局（大許主幹）

小作権がある土地を解約して返されて、利用権でほかの土地を借りられます。

2 番（船岡委員）

周りの人が安くて、取得されるという話が、耳に入っているもので、聞いておかんと。パトロールなどの時に聞かれたときの答弁に困るから。

17 番（高西委員）

18 ページの契約期間 1 年間というのは、事務局は、農林課から農林課からというが、こういうことで 1 年というのは、理由は借受人、貸渡人だということだが、事務局は、具体的に聞かないのか。農業で 1 年とか、しかも、果樹で 1 年などは、不自然で

はないか。局長どう思う

事務局（田村事務局長）

中身等については農林課のほうに書類が行っていますが、貸人・借人で契約された、内容であり、それについては問い合わせをしております。内容について、不審な点があればとりあえず聞いてみる必要があると思う。

17番（高西委員）

聞いてみる必要があると思う。農業委員でもあるが、1年、3年いや5年、とくに新しい農地法では長期間とっている。1年間ということでは、技術ということがない。最低でも5年、1年というのもあるが、事務局も農林課で受けたものだとか、もうちょっとよく見て審議しなければならない。水田、野菜なら分かる。果樹で1年というのは。何が植わっているのか知らんが。

6番（尾坂委員）

果樹は今、植わっているものですか。これから植えるものではないでしょう。考えられるのは、柿なら柿、取るだけを1年間だけ利用権設定したものでしょう。これから植えるのに1年間だけというのは、納得できない。

17番（高西委員）

事務局も農林課から回ってきても、事務的に受けるのではなく、内容を吟味して、理解したうえで、委員会で説明してくれ。必要なら、農林課から呼んで説明させなさい、納得がいかなて。

2番（船岡委員）

もう少し聞く、貸した人に農業委員がおられるか。そこは、元、梨を作っていたが、いま、行ったことがないが、この土地は、荒れ放題になっていると思う。

議長（松原委員）

少しの間、休会とします。

（休 会）

議長（松原委員）

それでは、これより再開します。

事務局（大許主幹）

農林課のほうに聞きましたら、書類が出てくれば、そこまではチェックしていない、書類をそのまま受けています。

ここに果樹と書いてあり、果樹が植わっているかどうかということですが、申請者の1人に聞きましたら、昔、そこは梨畑だったところですよ。現在は、梨は、切られて、現在そこは果樹、柿、梅、みかん等が植えられています。そこを借りて、楽しみのために収穫したいとっておられる。

17番（高西委員）

そんな説明では、納得がいかない。農林課に来てもらえ。

事務局（田村事務局長）

今、農林課長は、外に出ております。もう少しすれば、帰ってくるようですので、帰ってくるまでこの案件は、保留にしておき次に進めてもらえませんか

議長（松原委員）

そうしますと、次に進めたいと思います。

続きまして23ページ、農地保有合理化事業により担い手育成機構が借入れを行う案件と、それに関連して27ページでございますが、当該農地を農地保有合理化事業により担い手育成機構が転貸を行う案件を一括審議いたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

続きまして、農地保有合理化事業に係る転貸の案件についてご説明いたします。

まず、23ページから26ページは、農地保有合理化事業により鳥取県農業農村担い手育成機構が借受けを行う案件でございます。

続きまして、27ページ番号10-1は、先ほどの担い手育成機構が借り入れた農地を、転貸を行う案件で、設定後の経営面積は、28aでございます。

番号10-2は、先ほどの担い手育成機構が借り入れた農地を、転貸を行う案件で、設定後の経営面積は、61aでございます。

番号10-3は、先ほどの担い手育成機構が借り入れた農地を、農業生産法人に転貸を行う案件で、設定後の経営面積は、110aでございます。

以上ご審議よろしくお願いいたします。

議長（松原委員）

担い手育成機構が借入れて転貸する案件について説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（松原委員）

異議がないようですので、決定といたします。

次に31ページ、議案第33号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の内容訂正の決定について

別紙農用地利用集積計画（訂正案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

32ページについて、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（大許係長）

8月の農地部会で審議し、決定していただいた案件です。米子市農用地利用集積計画の中に誤りがありましたので修正するものです。内容といたしましては、農用地利用集積計画の中の番号6-3の利用権を設定する者が亡くなっておられて、相続人に訂正するものです。

以上ご審議よろしくお願いいたします。

議長（松原委員）

訂正案について、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

17番（高西委員）

亡くなっておられたとは、どういうことだ。

事務局（大許主幹）

申請の時に、亡くなられた方で申請が出ておられて、そのままチェックせずに議案にかけておりました。亡くなられた方での申請はまずいので、それを相続人の申請に訂正するものです。

議長（松原委員）

ほかに、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (松原委員)

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上でございます。それでは、続いて報告事項に移ります。

33ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号16から番号17までの2件を受理しております。

続きまして、34ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号38から番号45までの8件を受理しております。

続きまして、36ページ(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について番号10から番号12までの3件を受理しております。

続きまして、37ページ(4)非農地現況証明について、番号11から番号12までの2件を証明しております。

続きまして、38ページ、(5)農地転用現況確認書交付について番号13から番号17までの5件を交付しております。続きまして、県農業会議 会議員の事務報告をお願いいたします。

仲田会長

そういたしますと、報告いたします。

先月、ご審議いただきました、5条4件は、すべて許可となりました。手元に資料1と資料2が配布してありますが、資料1の納税猶予の問題については納税猶予地になっている所が耕作放棄になっている。鳥取県ではないが、会計検査があったところで納税猶予について指摘があったというものです。また、先月の農政振興部会において台風12号の被害に係る件について、農業委員会として何らかの申し入れをしなければならないのではないかと仲田委員からありました。このことについて役員が委員会の代表として市長に申し入れることにしました。事務局を通じて市長の日程を調整しましたが、ちょうど9月定例市議会が開会し、市長の日程がなかなか取れないということでございましたので、経済部長の時間が取れるときに、部長が対応するという



ことをございましたので、役員さんに急な対応もお願い出来ませんでしたので、まことに申し訳ありませんでしたが、私が代表して、年末年始の豪雪から5月の集中豪雨、このたびの台風12号、連続しての農業関係に甚大な被害が出ておりますが、その対策について、行政として早急に対応、支援をしていただくようお願いしました。以上で、ございます。

17番（高西委員）

市長は、どういっていた。

仲田会長

市長でなく、部長ですが、部長は、9月議会の開会中にも災害復旧の予算を計上するというので取り組むということでした。

事務局（田村局長）

概要ですが、議会の最終日に補正予算が提案されまして。台風12号に関する補正といたしましては、台風12号被害野菜緊急防除支援事業1,374千円、ブロッコリー産地再生緊急支援事業1,166千円、農業施設災害復旧事業195,000千円、など補正予算を最終日に提案して、承認されたところです。一部新聞にもものっています。災害箇所として農林課が取りまとめたものは、農道29箇所、用排水路29箇所などです。数値を取りまとめた9月22日現在の資料もあります。

17番（高西委員）

要望に対する、割合は、どのくらいだ。数字を聞いても分からない

事務局（田村局長）

八幡次長、説明をお願いします。

農林課（八幡次長）

失礼します、農林課の八幡といいます。

先ほどの台風の関係でございますが、要望についてですが、市が見に行ったところ、土地改良区、地元の実行組合より報告があったものを集計したものです。国の査定は、工事費が40万未満では対象になりません。40万以上のものを予算に上げており、あくまでも、概算で要求しております。国の査定を受けるには、再度、設計をしておして審査を受けなければなりません。設計費用については、全額、市のほうで持ちます。最終的には、国の激甚災害に指定されると、地元負担割合とか、出てきますので、それが出てから、再度、地元負担とか協議することになります。

2 番（船岡委員）

40 万未満のときは、国、県、市、どこにも見てもらえないということですか。土地改良区など自分で直すのか。

議長（松原委員）

40 万未満であっても、基本的には、水路であったり、農道であったりした場合は市のほうで、地元負担を決めておりますので、40 万以下であってもその地元負担をしていただき、市で対応します。それは、国の事業ではなく、単市の事業で、そちらで対応します。農地の場合ですと、ありません。国の場合ですと、今のところ 40 万以上であれば 50 パーセント、40 万以下であれば全額見ていただきます。設計については、全額市で見ます。

議長（松原委員）

ただいま会長から報告がありましたが、これについて、ご意見、ご質問などはありませんか。

（意見なしの声あり）

議長（松原委員）

ないようでしたら、農林課より来ておられますので、途中で中断した議案 3 2 号の番号 10-19、10-20、10-21 について説明を受けたいと思います。

農林課（八幡次長）

このたび利用権設定で樹園地を 1 年で利用権設定するのはおかしいという話ですが。利用権設定する際に、当然そこに記載してあることに間違いがなければ、記載の仕方についてですが、基本的に 1 年以上であれば、任意に本人さんが、利用権設定の期間を定めることが出来ますので、1 年更新なのか、5 年なのか記載がなければ確認しますが、記載があればそこまで確認はしません。

1 7 番（高西委員）

課長として、委員会が不審に思っていることが分からないのか。国は、貸借の期間を長くしろといっている、農業は 1 年では出来ない。まして果樹が、たとえば、今までやっておられた方が、長期間の療養などで誰かに依頼したりするなら分かるが。水稲、野菜などでも 1 年とは考えられない。病気とか、特殊な事情がなければならぬ。記載されていればいいというのはだめだ。なぜ 1 年ですかと聞かないのか。この地権者の中に農業委員もいるが、そういう申請を受ければ、ほかの農業委員も誤解を受け

と一緒にされるのは、迷惑だ。

2番（船岡委員）

この申請は、本人の〇〇さんが、こられて申請されたものか、申請にこられたのは、農業委員の〇〇さんか、聞きたい。

農林課（八幡次長）

どなたがこられたかは、分からない。利用権設定は、双方が合意をされて、どちらが来られてもそのときにこられただけで。

あくまでも双方の印鑑をついたものが出てきているから、どなたがということは。

2番（船岡委員）

現地に行ってみるところ、そこが、草ぼうぼうだったらどうする。昔は梨が作ってあるのは、知っている。遊休農地を、よくするなら分かるが。

17番（高西委員）

何か裏があるのではないか。たとえば、5,000㎡以上が必要だから、次に土地を買うとかで、資格がないから、とりあえず資格をとっておいて。このようなことであれば、こうこうであると正直に言って、前向きに、すればいいのではないか。

15番（田邊委員）

今、話を聞いていると5反以上、資格がないので、資格を取るためにやっているのではないか。疑問があるので、いろいろ聞いている。

農林課（八幡次長）

〇〇さんに土地を集約するというようなことでなく、先ほど言われた、うわさがというか、本当にあれば、本来の中身と違う。

その部分については、確認して、その部分については再度、あげさせてもらう。

3番（松林委員）

今、疑義のあるように思われるふしがあるので、農業委員がかんで、ほんと事実が5反以上なければいけないからこういう形で出したと、確認を取って嘘をつかずにすみませんということがなければ、地元委員の立場もあるし、だめだ。保留して農林課も再度確認して、ほんとの話があれば、また補足されることもあるかもしれんことを勘案し、再度提出していただきたい。

15番（田邊委員）

ちょっと、今話に出ていたように、本当に入れないようなところで、1年で設定したら、そういう疑惑しか浮かばない。現地を見て、ちょっと対応してほしい。

17番（高西委員）

農林課から回ってきたものがあるときは、農業委員会に出席してもらう必要がある。

農林課（八幡次長）

今後、出席するようにします。

議長（松原委員）

ほかに、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと、番号10-19から10-21については保留し、再度、申請してもらうこととする。そのほかには、異議がないようですので、決定いたします。

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、それでは、事務局から連絡事項があれば説明してください。

事務局（大許係長）

お手元の、部会連絡事項をご覧ください。

配布資料として「とっとり農業会議情報（第21号）を配布しております。次に、先ほど会長が言われました、「耕作放棄地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度の適用について（資料1）」です。米子市ではありませんが、会計検査院が相続税、贈与税の納税猶予地を検査したところ耕作放棄地、荒廃地になっているところがあったみたいです。相続税、贈与税の納税猶予地は農地として、きちんと管理することが必要です。市街化区域内の農地が対象になると思いますが、相談があった時には、そのこともきちんと説明していただきますようお願いいたします。3番目に「第21回農業委員会統一選挙における農業委員会の体制調査結果の概要（概数値）〔平成23年8月1日時点〕（資料2）」ですが、全国集計の概数値ですので、参考にしてください。

以上です。

議長（松原委員）

これを持ちまして、第79回農地部会を終了します。

閉 会 午後4時15分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議 長

委 員

委 員